

開放型病床利用の流れ (登録医用)

入院が必要で、開放型病床利用を希望する場合

患者さんの同意

同意なし

同意あり

〔 通常の外来診察・入院へ 〕

【 登録医 】

「紹介状(診察予約用)兼開放型病床利用申込書」を市民病院へ送付

【 小牧市民病院 】

外来診察後、緊急入院の手続きをとる

開放型病床の利用の可否
(病棟)

利用不可

利用可能

開放型病床が空き次第
開放型病床へ移送

【 小牧市民病院 】

「開放型病床入院連絡書」を登録医宛に送付
(「共同診療録」の送付)

患者が病棟窓口へ来院し、入院手続後、入院

登録医が共同指導日(来院日)を事前連絡のうえ来院し、診察。
その後、登録医・市民病院それぞれにおいて開放型病院共同指導料を算定する。

※診療報酬の請求については、市民病院の「開放型病院共同指導料に関する施設基準」の届出受理後からとなります。(時期については厚生局受理後に当院よりご連絡いたします。)